

大石田出張所からの

お知らせ



堤防の刈草を**無料**提供中です！

刈草のイメージ写真



刈取状況



集草状況



梱包状況



積込・運搬は各自で行っていただきます。

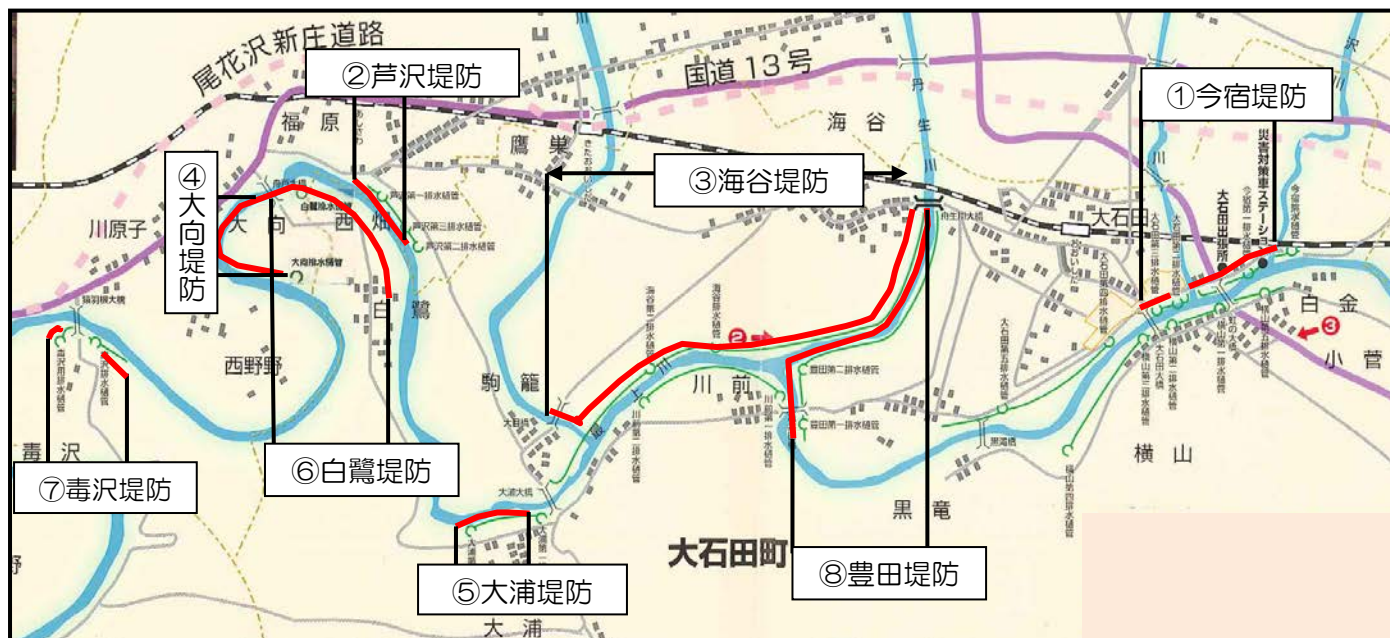
提供状況

毎年、堤防の状態を詳しく確認するため 堤防の除草 を行っております。
今年も資源として有効活用していただくために 『刈草（梱包したもの）』 を地域のみなさんに **無料** で提供いたします。

ご希望の方は、裏面に記載してある留意事項を確認のうえ 大石田出張所 にお申込ください。

刈草提供期間

各堤防の除草作業の除草作業を順次進めています。『刈草（梱包したもの）』の発生状況は、大石田出張所までお問い合わせください。
刈草の提供は、10月末頃までを予定しています。



刈草提供における留意事項

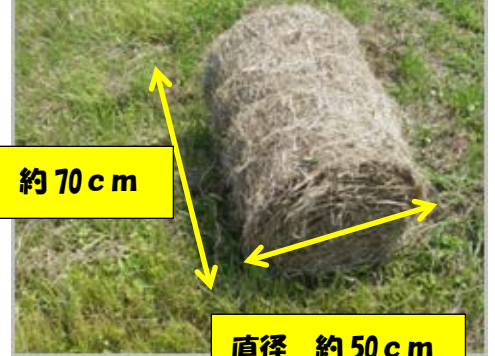
提供方法

堤防除草は、初夏（6～7月）と秋（9～11月）の年2回
行っております。刈草は梱包機によって梱包された状態で
置いてあります。

希望者の方は、出張所での手続き後に
梱包された刈草を各自で 積込・運搬する事となります。

※ 除草作業の進捗状況、
天候等の状況により 提供できない場合があります。

提供する刈草のイメージ



刈草について

- ◇ 刈草には、芝のほかにイタドリ等が混在している場合がございます。ご了承願います。
（引き取り後の刈草に関するクレーム・返却はご遠慮願います。）
- ◇ 刈草は、ゴミ等が混入しないように注意しておりますが、ご使用の際には十分注意してください。
- ◇ 刈草は自然状態で保管しており、薬剤処理等を施しておりません。害虫等が発生しても責任は負いかねますので予めご了承ください。

提供にあたっての注意点

- ◇ 提供する刈草は、家畜の飼料や敷きワラなど自家消費される方に限り提供させていただきます。
- ◇ 引き取った刈草の使用にあたっては、投棄や転売等は厳に行わないでください。
- ◇ 時期や場所によっては、ご希望の量を提供できない場合があります。ご了承ください。
- ◇ 堤防上の通路での作業となる場合は、他の方の通行の支障にならないようにしてください。
- ◇ 刈草のトラック等への積込みにあたっては、過積載は行わないでください。
- ◇ 刈草の積込・運搬作業時の事故や提供後の使用に伴うトラブル等については、国土交通省では一切責任を負いません。
予めご了承いただき、事故のないよう十分に注意して作業を行ってください。
- ◇ 提供にあたっては、出張所の指示に従ってください。指示に従っていただけない場合は、提供をお断りする場合があります。
- ◇ 内容の詳細にあたっては出張所までお問い合わせください。

申し込み方法

刈草提供の申し込みについては、出張所にて行っております。
来所時には、はんこ（認印でOKです）を忘れずに持参してください。

分からない事があれば、下記に記載してある 大石田出張所にご連絡ください。

お問い合わせ
お申し込み先

国土交通省 新庄河川事務所 大石田出張所
〒999-4113 山形県北村山郡大石田町大字今宿字鷺の原 466-2
TEL 0237-35-2024 FAX 0237-35-2354